

議員提出議案第 1 号

逗子市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

逗子市議会議員政治倫理条例（平成26年逗子市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「行動し」の次に「、法令等を遵守して」を加える。

第 4 条を次のように改める。

（市民の調査請求権）

第 4 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する市民は、議員が政治倫理基準に違反していると認めるときは、当該議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添えて、議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。

第 5 条第 1 項中「前条第 3 項に規定する審査を行った結果、要件に適合すると認める」を「調査請求を受けた」に改め、同条第 2 項中「10人」を「15人」に改め、同条第 4 項中「審査請求」を「調査請求」に改める。

第 6 条第 1 項中「審査請求」を「調査請求」に改め、同条第 2 項中「審査対象議員」の次に「、有識者」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 調査請求をした者（以下「請求者」という。）は、審査会において意見陳述ができる。

第 7 条中「出席して意見を述べなければならない」を「出席し、委員からの質疑に誠実に応答する等、審査に協力しなければならない」に改める。

第 8 条第 1 項後段を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

審査請求に係る審査等を適切かつ公正に行うため、政治倫理基準、審査の請求に係る要件及び審査対象議員に対する措置等の規定を整備するに当たり、改正の要あるため提案する。